

中間連結財務諸表規則との比較表

中間連結財務諸表注記事項（中間連結財務諸表規則）	四半期連結財務諸表注記事項
<p>連結の範囲等に関する記載（第 10 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結の範囲に関する事項 ・ 持分法の適用に関する事項 ・ 連結子会社の中間決算日等に関する事項 ・ 会計処理基準に関する事項 ・ 中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項 	<p>-</p> <div data-bbox="1352 467 2213 564" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ 四半期注記事項と S-X における注記との比較表が必要との意見あり。</p> </div>
<p>中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載（第 11 条）</p> <p>1 連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由</p>	<p>同左</p> <p>連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する事項について、重要な変更が行われた場合には、その旨及びその理由（20 項(1)）</p>
<p>2 会計処理の原則及び手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>3 表示方法を変更した場合には、その内容</p> <p>4 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容</p>	<p>同左</p> <p>重要な会計処理の原則及び手続並びに表示方法について変更が行われた場合には、その旨、その理由及び影響額（20 項(2)）（指針 50 項，51 項）</p>
<p>（年度財務諸表の注記において、会計方針が中間と年度で異なる場合の記載あり（公認会計士協会監査委員会報告第 36 号））</p>	<p>四半期独自</p> <p>当事業年度の第 2 四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続並びに表示方法について変更を行った場合には、第 2 四半期以降に変更した理由、当事業年度の既に開示した四半期会計期間ごと</p> <div data-bbox="1637 1023 2168 1166" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>S-X では、既に開示した四半期ごとの影響の開示を求めているので、削除すべきとの意見あり。</p> </div>

<p>2 当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則及び手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続と当該中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられる場合には、その旨及び当該変更の内容を注記しなければならない。</p>	<p>の影響額(20項(3))(指針52項、53項)</p> <p>前事業年度の連結財務諸表の作成にあたり重要な会計処理の原則及び手続並びに表示方法について変更が行われており、前事業年度と同一の四半期会計期間と当事業年度の四半期会計期間との会計処理及び手続並びに表示方法との間に相違が見られるときは、その旨及び影響額(20項(4))(指針54項、55項)</p>
	<p>四半期独自</p> <p>重要な科目について簡便的な会計処理及び四半期特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容(20項(5))(指針56項)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 流動資産に係る引当金の表示(第26条)財務諸表等規則第20条を準用 減価償却累計額の表示(28条)財規第26条を準用 減損損失累計額の表示(28条の2)財規第26条の2を準用(合算した場合、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記) 	<p>同左</p> <p>貸倒引当金又は減価償却累計額が、資産の控除科目として表示されていない場合には、当該引当金等の額(20項(15))</p>
<p>重要な後発事象の注記(第12条)</p>	<p>四半期連結財務諸表を作成するまでに発生した重要な後発事象(20項(19))(指針99~101項)</p> <p>修正後発事象の取扱いを検討中</p>
<ul style="list-style-type: none"> 企業結合に関する重要な後発事象等の注記(第17条の11)財規第8条の25(3項を除く)を準用 	

簡便な処理は明確にされているので、本当に重要なもののみを開示する形にすべきであるという意見あり。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業分離に関する重要な後発事象等の注記(第17条の12)財規第8条の26(3項を除く)を準用 ・ 子会社の企業結合に関する後発事象等の注記(第17条の13)連規第15条の21を準用 	
追加情報の注記(第13条)	<p><u>同左</u></p> <p>企業集団の財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項(20項(21)) 重要な見積の変更など(指針110項)</p>
<p>セグメント情報の注記(第14条)</p> <p>セグメント別資産情報の開示なし</p>	<p>事業の種類別セグメント情報、親会社及び子会社の所在地別セグメント情報、海外売上高。</p> <p><u>四半期独自</u></p> <p>事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別資産に著しい変動があった場合にはその概要と概算額(20項(6))(指針57~69項)</p>
リース取引に関する注記(第15条)	<p>企業集団の財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項(20項(21))</p> <p><u>簡略化</u></p> <p>重要な変動がある場合の注記(指針105~108項)。開示項目も簡略化。</p>
有価証券に関する注記(第16条)	<p>企業集団の財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項(20項(21))</p> <p>重要な変動がある場合の注記(指針103項)</p>
デリバティブ取引に関する注記(第17条)	<p>企業集団の財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項(20項(21))</p>

中間を超える開示は不要であるという意見あり。

	重要な変動がある場合の注記(指針 104 項)
継続企業の前提に関する注記(第 18 条)	四半期貸借対照表日に継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合には、その旨及びその内容等(20 項(13))(指針 88 項) 詳細未定(簡略化の方向で検討)
担保資産の注記(第 35 条)	企業集団の財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項(20 項(21)) 簡略化 重要な変動がある場合の注記(指針 109 項)
偶発債務の注記(第 40 条)	簡略化 重要な保証債務その他の重要な偶発債務の金額(20 項(16))(指針 89 ~ 90 項)
手形割引高及び裏書譲渡高の注記(第 41 条)	
一株当たり純資産額の注記(第 46 条)	同左 1 株当たり純資産(20 項(8))(指針 76 項 ~ 79 項)
特別法上の準備金等の注記(第 47 条)	
減損損失に関する注記(第 62 条の 2)	
	四半期独自 減損損失に関する注記(金額確定できない場合の注記)(指針 102 項)
・ パーチェス法を適用した場合の注記(第 17 条の 4) 連規 15 条の 12 を準用	重要な企業結合に関する事項(20 項(17)) 簡略化 パーチェス法を適用した場合(指針 91 項 ~ 92 項) 企業結合に係る会計基準四 2(1)の注記事項のうち、 、 、 、

<p>・ 持分プーリング法を適用した場合の注記（第 17 条の 5） 財規第 8 条の 18（4 項を除く）を準用</p>	<p>及び に準じて記載。 持分プーリング法を適用した場合（指針 93 項） 簡略化 企業結合に係る会計基準四 2（2） 、 、 及び に準じた記載 四半期独自 また、当該企業結合が当事業年度の期首以外で行われた場合には、当事業年度の期首に企業結合が行われたものとみなして、当事業年度の既に開示されている四半期会計期間ごとの影響額を記載。 なお、四半期報告提出期限までに金額を正確に算定することが困難な場合には、その旨、その理由及び適当な方法による概算額を記載することができる。 更に、前事業年度の連結財務諸表には持分プーリング法を適用した結果が反映されているが、前事業年度の同一の四半期会計期間には反映されていない場合には、その旨及び四半期会計期間ごとの影響額</p>
<p>・ 共通支配下の取引等の注記（第 17 条の 6） 財規第 8 条の 20（3 項を除く）を準用</p>	<p>子会社株式の追加取得の場合は簡略化 共通支配下の取引等の場合（指針 94～95 項） 企業結合に係る会計基準四 2（3） 、 に準じて記載。なお、子会社株式の追加取得の場合は、企業結合に係る会計基準四 2（1） 及び に準じて記載。</p>
<p>・ 共同支配企業の形成の注記（第 17 条の 7） 財規第 8 条の 22（3 項を除く）を準用</p>	<p></p>
<p>・ 事業分離の注記（第 17 条の 8）</p>	<p>同左</p>

適用指針で手
当てする必要
あり、

<p>連財規第 15 条の 16 を準用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分離先企業の注記 (第 17 条の 9) <p>財規第 8 条の 24 を準用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社の企業結合の注記 (第 17 条の 10) <p>連規第 15 条の 18 を準用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な事業分離に関する事項 <p>事業分離等に関する会計基準第 28 項 (分離元企業の注記項目) および第 54 項 (子会社を結合当事企業とする株主の注記項目) の注記事項に準じて記載 (20 項(18))(指針 96~98 項)</p>
<p>企業結合に係る特定勘定の注記 (第 41 条の 3) 財規第 56 条を準用</p>	<p>-</p>
<p>企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記 (第 62 条の 3) 財規第 95 条の 3 の 3 を準用</p>	<p>-</p>
<p>1 株当たり中間純損益金額等の注記 (第 65 条)</p> <p>算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額について準用</p>	<p><u>同左</u></p> <p>1 株当たり四半期純損益、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純損益、並びに当該金額の算定基礎 (20 項(7))(指針 70 項~75 項)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行済株式に関する注記 (第 78 条) 財務諸表等規則第 106 条第 1 項の規定準用 ・ 自己株式に関する注記 (第 79 条) 財務諸表等規則第 107 条の規定準用 ・ 新株予約権等に関する注記 (第 80 条) 連結財務諸表規則第 79 条の規定準用 	<p><u>同左</u></p> <p>四半期会計期間末における発行済株式総数、自己株式数及び新株予約権 (自己新株予約権を含む)(20 項(9)(指針 80 項~83 項))</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ストック・オプション、自社株式オプション又は自社の株式の付与又は交付に関する注記 (第 17 条の 2) 財務諸表等規則第 8 条の 14 第 1 項の規定準用 ・ ストック・オプションに関する注記 (第 17 条の 3) 中間財務諸表等規則第 5 条の 9 (第 4 項を除く。)の規定は、ストック・オプションを付与している場合について準用 	<p>一部四半期独自</p> <p>ストック・オプションを新たに付与した場合及び重要な契約に変更がある場合には、その旨及びその内容 (20 項(10))(指針 84 項~85 項)</p>

中間財規 5 条の 9 は、中間会計期間においてストック・オプションを付与した場合の注記	
・配当に関する注記(第 81 条)財務諸表等規則第 109 条第 1 項の規定準用	同左 配当に関する事項(20 項(11))(指針 86 項)
中間連結株主資本等変動計算書(第 71 条,72 条)	簡略化 株主資本の金額に重要な変動があった場合には、その変動事由と主な事由ごとの内訳金額。なお、企業会計基準第 6 号(「株主資本等変動計算書に関する会計基準」)に準じた開示を妨げないものとする。(20 項(12))(指針 87 項)
売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記(第 68 条)	同左 事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況(20 項(14))
中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項(第 80 条)	同左 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(20 項(20))

中間財務諸表注記事項(中間財務諸表等規則)	四半期財務諸表注記
持分法損益等の注記(第 5 条の 7)	同左 関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額(29 項(14))
営業外収益に属する収益に関する注記(第 46 条 2 項)	四半期財務諸表の科目の集約記載の取扱い(指針 151 項)
営業外費用に属する費用に関する注記(第 47 条 2 項)	

特別利益に属する利益に関する注記（第 49 条 2 項）	
特別損失に属する損失に関する注記（第 50 条 2 項）	
減価償却額の注記（第 56 条）	